

久留米高専敷地内における土壤汚染状況調査の結果について

本校構内におけるライフライン再生(排水設備)工事に伴い、3000㎡以上の土地の形質変更を行う事が明らかであったため、土地の地歴調査を実施し、その結果を一定規模の**土地の形質の変更届出書**と共に久留米市に提出しました。この内容を受けて、久留米市より**土壤汚染状況調査結果報告命令書**が発出されたため、同調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える物質が検出されました。

このことから、令和3年1月27日付久留米市告示第37号として、土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、**要措置区域、形質変更時届出区域**の指定を受けております。

今回の指定を受けて、**要措置区域**については構内に新たなモニタリング井戸を設置して地下水の水質測定を行い、その結果を判明次第公表します。今後は関係行政機関の指導のもと、責任をもって対応を進めてまいります。

| 区画番号 | 物質 | 汚染のおそれが生じた場所の位置 | | 溶出量/基準値 (mg/L) | 単位区画 の面積 |
|------|---------------|-----------------|----------------|-------------------|-------------|
| | | 現在の地表 | 配管下 | | |
| I1-6 | 砒素及び その化合物 | 土壤溶出量基準 適合 | 土壤溶出量基準 不適合 | 0.014/0.01以下 | 54.4 |
| I3-2 | 水銀及び その化合物 | 土壤溶出量基準 適合 | 土壤溶出量基準 不適合 | 0.0017/0.0005以下 | 73.2 |
| J2-2 | 水銀及び その化合物 | — | 土壤溶出量基準 不適合 | 0.00066/0.0005以下 | 79.2 |
| J4-7 | 鉛及び その化合物 | 土壤溶出量基準 適合 | 土壤溶出量基準 不適合 | 0.014/0.01以下 | 102.3 |
| K2-8 | 六価クロム 化合物 | — | 土壤溶出量基準 不適合 | 0.055/0.05以下 | 58.7 |

<土壤汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

久留米市小森野1丁目1232番1の一部(久留米高専敷地内)

【お問い合わせ】 久留米高専総務課施設係
岩橋 電話 0942-35-9312
小島 電話 0942-35-9462
FAX : 0942-35-9313
Mail : F-staff.GAD@ON.kurume-nct.ac.jp

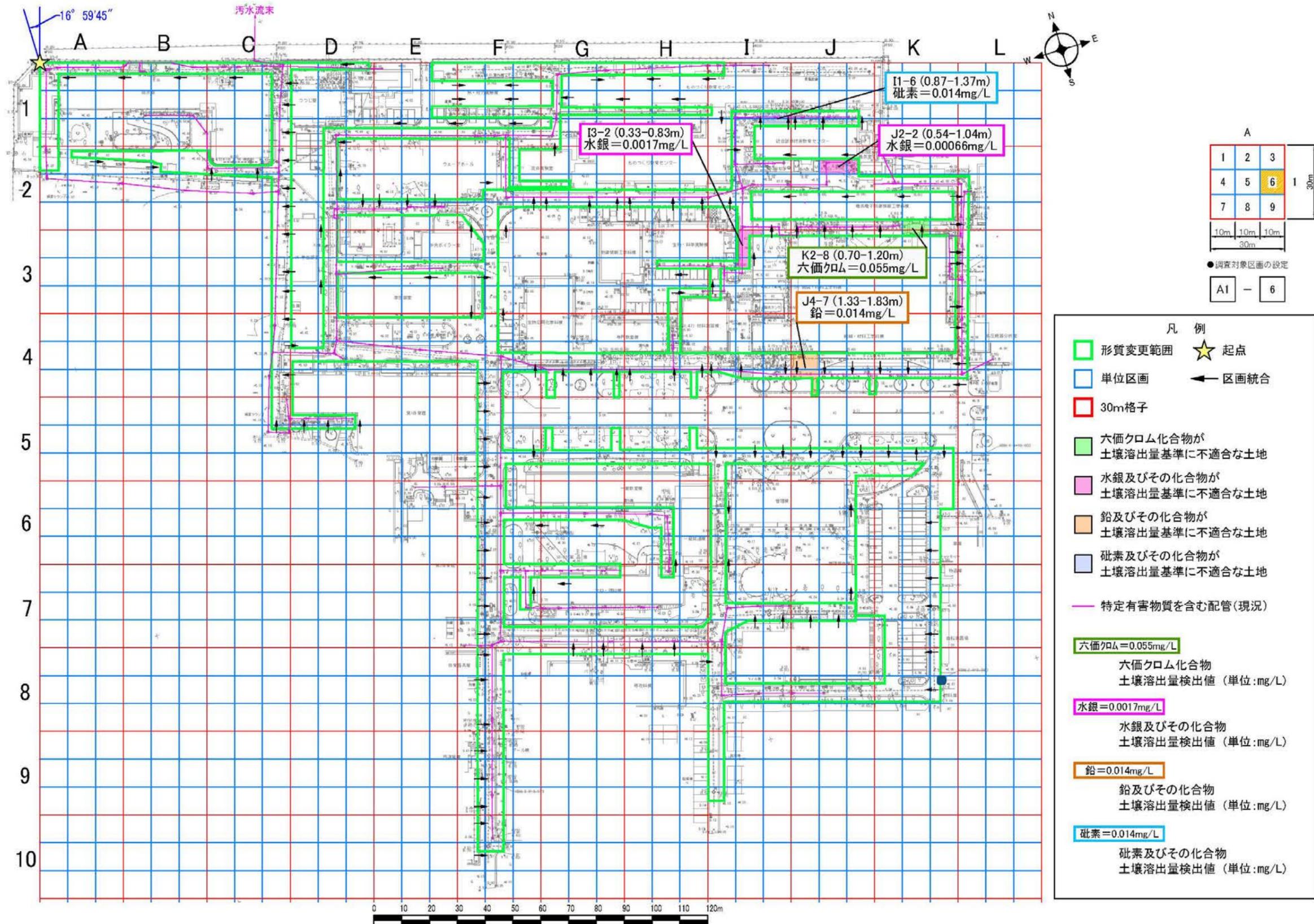


図 4-1 六価クロム、水銀、鉛、砒素 (土壤溶出量) 不適合範囲